

平成29年度第1回綾川町都市計画審議会議事要旨

1 開 会

2 町長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事録署名委員の指名

5 審議事項

議案第1号 高松広域都市計画用途地域の変更（綾川町決定）

事務局より説明後、質疑応答に入る。

○ 委 員

このエリア内で色々と進めていく訳ですが、農業関係もありますので、このエリア内での土地改良事業というのが今後、なされる場合があるかと思えます。そのような場合の補助制度はどうなるのか、ご説明をいただければと思います。

● 事務局

今回、用途地域に指定することで、同日付けで農業振興地域から除外されることとなります。農業振興地域内であれば、様々な土地改良事業に対する補助制度がありますが、農業振興地域から除外されることで、国庫補助事業や単県事業等の活用が難しくなる可能性は高いと予想されます。

ただ、これらの補助制度については、全て一律に活用できなくなるというのではなく、ケースバイケースで、活用できる場合もあると聞いています。例えば、災害関係などについては補助の対象になると聞いていますし、単県の事業であれば、水路改修等でその状況に応じて対象になったり、対象から外れたりするとも聞いております。

現在、どのような制度が対象となり、どのような状況の時には対象にならないのかを整理し、用途地域に指定したことによって、制度活用ができなくなった場合の対応として、セーフティネット的な、町独自の補助制度を設けていくような方向で、経済課において検討を進めていただいている状況です。

○ 委 員

そのようなところの整理をしていただき、エリア内での農業関係の方は、今までも水路改修な

どの助成等はいただいていますので、議論をしていただき、今後もそのような事業に支障がないようにしていただくよう要望しておきたいと思います。

○ 委 員

順調にいくと10月以降に用途地域が指定されることになると思いますが、決まると一斉にこの地域に規制がかかるということでしょうか。

開発がその時に完了していれば、旧ルールが適用されるということがある訳でしょうか。

住民説明の資料に書かれていましたが、開発許可については、今から10月の間に駆け込みで申請されることは、あまり考えられないとは思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

● 事務局

住民説明会の資料の17ページのところだと思います。

ここには大きく二つのルールの適用について書かせていただいています。

まず、建築確認についてですが、決定告示の前までに建築を始めている場合には、以前の法律が適用されます。ただ、決定告示の後に建築工事に着手するものについては、新しいルールが適用されます。

仮に決定告示の前までに建築確認済証を得ていても、建築工事が決定告示の後から開始される場合には、新しいルールが適用されることになります。

もう一つは開発許可についてです。

開発許可については、新しいルールの決定告示前までに開発行為が完了しておらず、その予定建築物の用途が用途地域に適合していない場合で、適合する用途に変更しようとする場合には、変更許可を受ける必要があります。

新しいルールの決定告示前までに、開発行為が既に完了している場合には、その上に建築物を建てる訳ですので、先ほどの建築確認のルールに従って建てていただきたいということです。

いずれにしましても、決定告示までの間に、駆け込みの開発があるのではないかといたお話ですが、現時点でこの区域には住宅の開発は多くありますが、大きな開発として工場立地などがあるといったお話はありません。町としては、この地域の用途地域指定についての審議状況をホームページなどを通じて周知をしておりますし、仮にそのようなお話があった場合には、ここはこのような地域になるということで、事前指導をしていこうと考えています。

審議の結果、委員全員の賛同により、町長に対して原案のとおり異議なしとする答申を行うことに決した。

6 閉 会

—以上—